

論文

「マープレリト書簡」と一六世紀末イングランドの主教制度
を巡る論争

山根 明 大

キーワード

マープレリト書簡 主教制度 長老制度 (反)ピューリタニズム 政教分離

一 研究史と問題の所在

一般的に、「共和国」とは、世襲君主や選挙による君主以外の個人あるいは集団によって統治される政治形態を採っている国家を意味している。こうした「共和国」の定義に対し、「君主のいる共和国 (monarchical republic)」という逆説的な問題提起を行うことにより、共和主義研究の深化の切っ掛けをつくったのがパトリック・コリンソンであった¹⁾。即ち、彼はエリザベス一世時代のイングラ

ンドにおける「共和主義のような様式 (quasi-republican modes)」に注目することにより、同時代のイングランドを「君主のいる共和国」とみなしたのだった。もちろんコリンソンは、「継続的で首尾一貫した共和主義運動」について論じている訳ではないし、いわば立憲君主政の端緒をエリザベス期のイングランドに見出している訳でもない。しかしながら彼は、理論面では特に「一六世紀初頭のヒューマニズムの遺産」に、実践面ではカトリック勢力のエリザベス暗殺計画に対抗するため、一五八五年にバーリ卿ウイ

「マーブレイト書簡」と一六世紀末イングランドの主教制度を巡る論争（山根）

リアム・セシル (Cecil, William, Lord Burghley, 1520-98) が作成した「連合盟約 (Bond of Association)」の草案、あるいは一五九〇年代にバークシアのスワローフィールドの人里離れた村落でタウンミーティングが行われていたことに言及しながら、「エリザベス期のイングランドはたまたま君主国でもあった共和国 (a republic which happened also to be a monarchy) だった」と主張している。コリンソンによると、社会の上層・下層に関らず、当時のイングランドは「最も異常な政局でさえ、機知に富んだ方法で、また聡明に」対応することができたのであり、このような意味で、「最盛期のエリザベス朝社会の政治的洗練 (political sophistication) と政治的能力 (political capacity) の両方を、過小評価しないように」注意しなければならぬのであった。

以上のようなコリンソンの「君主のいる共和国」という解釈は、テューダー朝からステュアート朝にかけてのイングランドの「共和主義のような様式」に対する研究者たちの関心を高め、様々な議論を生み出すことになった。とりわけ、二〇〇七年に出版された論文集『近世イングランドの君主のいる共和国』³はこうした議論の集大成と言える。この論文集には（コリンソンの議論に批判的なものも含め）一五三〇年代から一六四〇年代の「君主のいる共和

国」に関する一三の論文が寄稿され、後書きでコリンソン自身がそれぞれの論文に応答するという形式を採っている。例えば、ステイヴン・アルフォードは、ウイリアム・セシルが王位継承についての法案のため、一五六三年に作成した条項を取り上げながら、この時点で、セシルが既に（先述の一五八五年の草案のような）共和主義的思考を保持していた、と主張している。「君主のいる共和国」の起源を、コリンソンが想定したよりも早い時期に求めるという意味では、デイル・ホークの論文もアルフォードの論文と軌を一にしていると言える。即ち、ホークは、摂政サマセット公 (Seymour, Edward, Earl of Hertford, 1st Duke of Somerset, 1506?-52) の主導で行われた、イングランドとスコットランドの合同のためのウイリアム・セシルらのプロバガンダ活動を（イングランド議会を通じた宗教改革、もしくはプロテスタント化政策という文脈の中で）取り上げることに、エドワード六世期の「君主のいる共和国」を主張したのであった。

コリンソンがスワローフィールドの小村のタウンミーティングについて言及しているように、「君主のいる共和国」は地方史研究にも適用可能な概念であり、E・H・シェイガンは一五四〇年のオクスフォードシアのバーフォードの徴税を巡る役人と住民たちの対立などの事例を取り上げ

ながら、当時のイングランドにおける地方自治の進展を指摘している。シェイガンによると、こうした地方自治の進展の一方で、(ウイリアム・セシルのような)中央の人文主義的な教育を受けた政治エリートたちは中央集権化を志向していたため、彼らは地方自治を抑圧しようとし、中央と地方の軋轢が生じるようになったと論じている。⁶⁵⁾

また『近世イングランドの君主のいる共和国』には、歴史学のみならず、英文学の観点からコリンソンの「君主のいる共和国」に迫った論文が幾つか含まれている。例えば、シェイクスピア作品の中に共和主義的な要素を見出した研究⁶⁶⁾で知られる、アンドルー・ハドフィールドはこの論文集の中で、一五九〇年代のイングランドにおける、シェイクスピアの第一・四部作(即ち、『ヘンリ六世』第一部・第二部・第三部と『リチャード三世』)の持つ重要性について論じている。この時期には、女王エリザベスが継嗣のないまま亡くなり、イングランド王位継承を巡る内乱勃発の危険性が高まっていたのだが、ヘンリ六世の脆弱な王権につけ込み、自らの王位継承権や利権を主張して薔薇戦争という内乱を引き起こした有力貴族たち、そして、僭主リチャード三世の即位を描いたシェイクスピア作品は、当時のイングランド人にとってかなりの説得力を持っていた。とりわけ、ハドフィールドは、シェイクスピアの第一・四部作を、

共和政末期のローマの内乱と独裁者カエサルが登場を描いたルカヌス(Lucanus, *Marcus Annaeus*, 39-65)の『ファルサリア(*Pharsalia*)』の歴史叙述と重ね合わせている。

このように、『近世イングランドの君主のいる共和国』には、コリンソンの議論を補足する諸々の論文が収録されているのだが、ピータ・レイクは彼の議論に対してより懐疑的である。レイクは、管区における聖書釈義集会(*prophesyings*)の全面禁止の命令を拒否したため、一五七七年に職務停止の処分を受けたカンタベリ大主教エドマンド・グリンダル(*Grindal, Edmund*, c.1519-1583)の事例を取り上げながら、この時期のイングランドを「君主のいる共和国」と呼ぶことには慎重な立場を示している。即ち、レイクは一五六〇年代後半以降の「君主のいる共和国」の兆候を認識しつつも、一五九〇年代には長老主義に對抗すべく、王権の至上性を謳った権威主義的な「反ピューリタニズム(*anti-Puritanism*)」が主流になったと主張している。レイクによると、グリンダルは、聖書が何を意味しているのかを決めるのはイングランド国教会の聖職者たち(ここでは主教と牧師)の任務であり、女王エリザベスは聖書釈義集会で決議された聖職者たちの「助言」に耳を傾け、それに従わなければならないと説いた。これに對し、エリザベスは『国教会祈禱書(*Prayer Book*)』と『説

「マープレリト書簡」と一六世紀末イングランドの主教制度を巡る論争（山根）

教集 (*Homilies*)』を重視し、教区 (*parish*) をベースとした教会しか容認しておらず、国教会の主教は女王の意思を伝え、教会の秩序を維持するための代理人に過ぎなかった。その意味で、女王にとって、ピューリタンたち（とりわけ、彼らの聖書釈義集会）は国教会体制を動揺させ、イングランドに宗教的分断をもたらす危険因子であった。こうしたエリザベスの宗教的意図を汲み取ったジョン・ホイットギフト (*Whitgift, John, 1530-1604*) が、死去したグリンドンに代わってカンタベリー大主教の座に就いてピューリタン（あるいは長老主義者）を弾圧し、一六世紀末のイングランドに「反ピューリタニズム」が定着することになったのである。レイクはこうした「反ピューリタニズム」の高揚のため、一五九〇年代のイングランドで「君主のいる共和国」が円滑に機能することはなかったと結論づけている。

以上のようなレイクの議論は、近世（特に一六世紀末）のイングランドに「君主のいる共和国」とは異なる主要な思潮が存在したこと、あるいは「君主のいる共和国」がそうした別の思潮（対抗的なものであれ、親和的なものであれ）の影響を強く受けながら変容していったことを示した、という点で評価されるべきである。その一方で、レイクが一六世紀末のイングランドの歴史を「ピューリタニズム」対「反ピューリタニズム」という、単純な二項対立の構図

で捉えている感は否めない。

そこで本稿では、一六世紀末のイングランドで国教会（とりわけ、国教会の主教制度）を痛烈に批判した一連のパンフレット「マープレリト書簡」と、それに對する国教会側の反論について検証することで、必ずしもレイクのような二項対立の構図だけでは説明できない、「ピューリタニズム」と「反ピューリタニズム」の同質性について考察していく。「マープレリト書簡」あるいは「マープレリト論争」を取り上げた先行研究（これらの研究については本稿・註15を参照）は少なからず存在するが、「論争」と呼ばれている割には、研究の多くは同書簡のテキスト分析が中心であり、論争相手の国教会側の言説との比較が十分に為されていないように思われる。本稿では、こうした言説の比較というアプローチを採ることで、「マープレリト論争」の双方向的な解釈を試みたい。

二 エリザベス一世期のピューリタニズムと「マープレリト書簡」

ここまで、如何なる説明もすることなく「ピューリタニズム」という語を用いてきたが、この用語は様々な意味を持ち、論者によってそれぞれ異なった定義が為されてきた、

と言っても過言ではなからう。例えば、一般的に、ピューリタニズムを奉ずる者たちは聖書に従って教会のより一層の「純化」を目指した、あるいはカルヴァン主義的な立場から教会の国家からの独立を主張したとされている。ピューリタニズムとその他の宗教(特にアングリカニズム(Anglicanism))を分かつものは、こうした神学的差異のみならず、各々の宗教を信奉する人間の社会的差異であったとも言えるが、ピューリタニズムとアングリカニズムに関する限り、両者の間に教会の「改革」を巡る宗教上の差異があったのは確かであろう。即ち、ピューリタニズムはエリザベスによる宗教改革を不徹底とし、国教会内部での更なる「改革」を目指したという見方は、比較的広く受け入れられているように思われる。言い換えるならば、ピューリタニズムとアングリカニズムの境界は曖昧であり、これらの用語はエリザベス期の国教会体制の確立から一七世紀半ばの「内戦(Civil War)」に至る、複雑なイギリス教会史を説明するためのものに過ぎない⁹⁾。したがって、この時期のピューリタニズムを単一の宗教とみなすことについては慎重でなければならぬ。本稿では、特にイングランド国教会の「改革」の一環として、主教制度の廃止もしくは長老制度の導入を主張した人々を「ピューリタン」と呼ぶことにする。

後のカンタベリー大主教ジョン・ホイットギフトによる、ジョン・フィールド(Fields, John, 1545-88)やトマス・ウィルコックス(Wilcox, Thomas, c.1549-1608)やトマス・カートライト(Cartwright, Thomas, 1535-1603)らに対する攻撃に見られるように、一五七〇年代初頭までには、ピューリタニズムの活性化とそれに伴う反ピューリタニズムの醸成がイングランドで進行していた。政治理論とその実践という面で、ピューリタニズムはカートライトの「混合政体」論が示す如く、教会と国家の権力を「人民(the people)」に委譲しようとしたとされる¹⁰⁾。こうした「民衆性(popularity)」を保持したピューリタニズムの政治理論は、ホイットギフトら国教会側の人間の目にはアナーキーなものに映り、彼らはこれに対抗すべく王権の至上性を謳った政治理論を提示したのである¹¹⁾。

とりわけ、一五八八年という時期はピューリタニズムにとって大きな転換点であった。同年のスペイン無敵艦隊の撃退によってイングランドにおけるカトリックの脅威が軽減された結果、ピューリタニズムが主たる宗教的弾圧の対象となった、というのは些か極端な説明であろうが、少なくともこの年に最大のパトロンだったレスタ伯ロバート・ダドリ(Dudley, Robert, 1st Earl of Leicester, 1533-88)が死去したのは、ピューリタニズムにとって大きな痛手で

「マープレリト書簡」と一六世紀末イングランドの主教制度を巡る論争（山根）

あったことだろう。¹²⁾ レスタ伯の後援は穩健派ピューリタンのエドマンド・グリーンダルに止まるものではなく、より急進的な長老主義者のジョン・フィールドにも及んでいた。伯の死を以て、ピューリタニズムはその政治的足場を失い、ピューリタン運動が下火になったと言うことはできよう。しかしながら、このことは宗教としてのピューリタニズムそのものの衰退を意味しておらず、その信奉者たちは長老主義に依拠した「改革」の実現に総力を結集したのだった。一五八八年一〇月以降の「マープレリト書簡」と呼ばれる一連のパンフレット群の出現は、正にピューリタニズムのこうした試みの産物だと言える。

この「マープレリト書簡」は文字通り、「マープレリト」という名の下に出版されたもので、イングランド国教会を激しく誹謗・中傷するものであった。¹³⁾ 恐らく「マープレリト」は偽名であり、複数の人間が関与していたものと思われるが、その正体ははっきりしていない。¹⁴⁾ ホイットギフトを中心とする国教会側は、「マープレリト書簡」の執筆・印刷・流布に関つたと目される者たちの逮捕に乗り出してこれを弾圧するとともに、同書簡による誹謗・中傷に対する返答を行った。というのも、「マープレリト書簡」を巡る論争は教会という領域を越え、より広範な場所で展開されていたからである。¹⁵⁾ そのような中、一五九三年に非国教徒

のウエールズ人、ジョン・ペンリ (Penry, John, 1562/63-93) が「マープレリト書簡」の著者として処刑され、一連の論争は収束に向かうことになった。

ペンリはウエールズにおける根強いカトリック的傾向に不満を抱き、より徹底した説教の必要性を主張するとともに、旧約聖書のウエールズ語への翻訳（新約聖書のウエールズ語への翻訳は一五六七年に既に行われており、旧約聖書のウエールズ語訳も一五八八年に登場することになった）を要求した。¹⁶⁾ またソールズベリ主教座聖堂参事会首席司祭のジョン・ブリッジズ (Bridges, John, 1536-1618) は、聖書では規定されていないが歴史的慣行として成立したものと主として主教制度を擁護したのだが、聖書を重視するペンリのような「改革者」たちにとつてこうした議論は受け入れ難いものであった。「マープレリト書簡」は、ブリッジズのこのような主張に反論するために著されたと言ふことができよう。そして、ブリッジズに対する反論の中で、「マープレリト書簡」が強調したのは次のような点であった。即ち、新約聖書に定められている教会のあり方は不変のものであり、特に教会は「牧師 (pastors) ・「博士 (doctors) ・「長老 (elders) ・「執事 (deacons)」という四つの聖職によって統治されるとしている。したがって、主教や司祭といった権威主義的な階級は不要であり、上記の

四つの聖職に就いた者たちが聖奠などを執り行う責務を負うとされる(ただし、世俗の統治には関与すべきでないと考えられている)。

三 「マーブレリト書簡」における国教会批判

数ある「マーブレリト書簡」の中でも、特に一五八八年末に出版された最初のパンフレット『嗚呼ジョン・ブリッジズ博士の価値ある著作を読み給え』はそのタイトルが明示するように、前述のブリッジズの主張に抗して、イングランド国教会の主教制度を批判したものであった。(正体不明の)著者自身が「よほど弱り切った馬でない限り運搬可能な……携帯用の書物(a portable booke)」とユーモアたっぷりに自慢している如く、このパンフレットは婉曲的な長文のブリッジズの著作とは異なり、「平易な英語(jolan English)」で簡潔に書かれている。²⁰⁾ こうした文体の志向は、キケロ主義の雄弁なラテン語から近代英語の成立へ、という言語に関する意識の変化を示すものと言える。²¹⁾ まずこのパンフレットの著者は、カンタベリー大主教ジョン・ホイットギフト、ロンドン主教ジョン・エイルマ(Aylmer, John, 1521-94)、ウインチェスタ主教トマス・クーパー(Cooper, Thomas, 1517?-94)、リンカン主教ウイ

リアム・ウィッカム(Wickham, William, 1539-95)の四人の名前を列挙し、次のように彼らを非難している。²²⁾

私が願いは、貴僧らの御地位が如何なるクリスチャン・コモンウェルス(Christian Commonwealth)においても許容されるものか否か、ということを検証することである。私は言おう、許容されないと。また私は言おう、カンタベリーのジョンらはその御地位を退くべきだと。大主教は皆小さき教皇(a petty Pope)であり、主教もまた然り。貴僧らはご自身のことしか頭にない、拝金主義者が飢えた狼か(hirelings or wolves)。仮に取えて私に反論なさるご気概をお持ちならば、それを示し給え。さもなくば、我が同胞・子孫はいつかきつと貴僧らの没落を目にすることになるう。²³⁾

ここでは、前記の四人を中心とする国教会の大主教と主教の墮落について指摘されており、イングランドという「クリスチャン・コモンウェルス」²⁴⁾ (ここでは、「教会」と「国家」という意味で捉えても良いだろう)においてこのようなことはあってはならない、と述べられている。特に著者は大主教と主教を「小さき教皇」、即ち、ローマ・カトリックの手先と呼びながら、かなり挑発的なトーンで彼らの墮

「マーブレリト書簡」と一六世紀末イングランドの主教制度を巡る論争（山根）

落を厳しく糾弾している。ここで明らかのように、このパンフレットにおける主たる攻撃の対象は（ローマ・カトリックは言うに及ばず）イングランド国教会の大主教ならびに主教であったのだが、こうした攻撃は彼ら各々の墮落した個性というよりは、国教会の主教制度そのものに向けられていると言える。

とりわけ、著者は政教分離といった立場から、主教制度を廃して長老制度を確立すべきことを力説している。例えば、このパンフレットの著者はペテロに依拠しながら、「国家の統治 (the civil government) は人間が司る」ものであると述べる一方、教会はキリストが定めた「牧師」と「博士」という二つの聖職によって統治されるとしている。ただし、「教会の統治 (the Church government)」もまた人間によって運営されるが故に、「コモンウェルスにおける国家の官吏 (civil officers) と同じくらい多くの種類の聖職者 (ministers) が教会に存在する」可能性も著者は否定していない。①② というのも、「国家の統治」も「教会の統治」も「神の御言葉」、即ち、聖書で維持されるものではないからであった。①③ とはいえ、このパンフレットの著者の国家と教会、あるいは政治と宗教に対する考えは明確であった。著者は、キリストが自らの職務をよく心得ており、「外面的な政治 (externe policies)」に干渉したり、「王国の改革」

を試みたり、「王位の篡奪」を企てたりしようとしなかったことを引き合いに出しながら、宗教的な人間は政治に關与すべきではないと主張している。①④ ①⑤ ①⑥ ①⑦ ①⑧ ①⑨ ①⑩ ①⑪ ①⑫ ①⑬ ①⑭ ①⑮ ①⑯ ①⑰ ①⑱ ①⑲ ①⑳ ①㉑ ①㉒ ①㉓ ①㉔ ①㉕ ①㉖ ①㉗ ①㉘ ①㉙ ①㉚ ①㉛ ①㉜ ①㉝ ①㉞ ①㉟ ①㊱ ①㊲ ①㊳ ①㊴ ①㊵ ①㊶ ①㊷ ①㊸ ①㊹ ①㊺ ①㊻ ①㊼ ①㊽ ①㊾ ①㊿ ②① ②② ②③ ②④ ②⑤ ②⑥ ②⑦ ②⑧ ②⑨ ②⑩ ②⑪ ②⑫ ②⑬ ②⑭ ②⑮ ②⑯ ②⑰ ②⑱ ②⑲ ②⑳ ②㉑ ②㉒ ②㉓ ②㉔ ②㉕ ②㉖ ②㉗ ②㉘ ②㉙ ②㉚ ②㉛ ②㉜ ②㉝ ②㉞ ②㉟ ②㊱ ②㊲ ②㊳ ②㊴ ②㊵ ②㊶ ②㊷ ②㊸ ②㊹ ②㊺ ②㊻ ②㊼ ②㊽ ②㊾ ②㊿ ③① ③② ③③ ③④ ③⑤ ③⑥ ③⑦ ③⑧ ③⑨ ③⑩ ③⑪ ③⑫ ③⑬ ③⑭ ③⑮ ③⑯ ③⑰ ③⑱ ③⑲ ③⑳ ③㉑ ③㉒ ③㉓ ③㉔ ③㉕ ③㉖ ③㉗ ③㉘ ③㉙ ③㉚ ③㉛ ③㉜ ③㉝ ③㉞ ③㉟ ③㊱ ③㊲ ③㊳ ③㊴ ③㊵ ③㊶ ③㊷ ③㊸ ③㊹ ③㊺ ③㊻ ③㊼ ③㊽ ③㊾ ③㊿ ④① ④② ④③ ④④ ④⑤ ④⑥ ④⑦ ④⑧ ④⑨ ④⑩ ④⑪ ④⑫ ④⑬ ④⑭ ④⑮ ④⑯ ④⑰ ④⑱ ④⑲ ④⑳ ④㉑ ④㉒ ④㉓ ④㉔ ④㉕ ④㉖ ④㉗ ④㉘ ④㉙ ④㉚ ④㉛ ④㉜ ④㉝ ④㉞ ④㉟ ④㊱ ④㊲ ④㊳ ④㊴ ④㊵ ④㊶ ④㊷ ④㊸ ④㊹ ④㊺ ④㊻ ④㊼ ④㊽ ④㊾ ④㊿ ⑤① ⑤② ⑤③ ⑤④ ⑤⑤ ⑤⑥ ⑤⑦ ⑤⑧ ⑤⑨ ⑤⑩ ⑤⑪ ⑤⑫ ⑤⑬ ⑤⑭ ⑤⑮ ⑤⑯ ⑤⑰ ⑤⑱ ⑤⑲ ⑤⑳ ⑤㉑ ⑤㉒ ⑤㉓ ⑤㉔ ⑤㉕ ⑤㉖ ⑤㉗ ⑤㉘ ⑤㉙ ⑤㉚ ⑤㉛ ⑤㉜ ⑤㉝ ⑤㉞ ⑤㉟ ⑤㊱ ⑤㊲ ⑤㊳ ⑤㊴ ⑤㊵ ⑤㊶ ⑤㊷ ⑤㊸ ⑤㊹ ⑤㊺ ⑤㊻ ⑤㊼ ⑤㊽ ⑤㊾ ⑤㊿ ⑥① ⑥② ⑥③ ⑥④ ⑥⑤ ⑥⑥ ⑥⑦ ⑥⑧ ⑥⑨ ⑥⑩ ⑥⑪ ⑥⑫ ⑥⑬ ⑥⑭ ⑥⑮ ⑥⑯ ⑥⑰ ⑥⑱ ⑥⑲ ⑥⑳ ⑥㉑ ⑥㉒ ⑥㉓ ⑥㉔ ⑥㉕ ⑥㉖ ⑥㉗ ⑥㉘ ⑥㉙ ⑥㉚ ⑥㉛ ⑥㉜ ⑥㉝ ⑥㉞ ⑥㉟ ⑥㊱ ⑥㊲ ⑥㊳ ⑥㊴ ⑥㊵ ⑥㊶ ⑥㊷ ⑥㊸ ⑥㊹ ⑥㊺ ⑥㊻ ⑥㊼ ⑥㊽ ⑥㊾ ⑥㊿ ⑦① ⑦② ⑦③ ⑦④ ⑦⑤ ⑦⑥ ⑦⑦ ⑦⑧ ⑦⑨ ⑦⑩ ⑦⑪ ⑦⑫ ⑦⑬ ⑦⑭ ⑦⑮ ⑦⑯ ⑦⑰ ⑦⑱ ⑦⑲ ⑦⑳ ⑦㉑ ⑦㉒ ⑦㉓ ⑦㉔ ⑦㉕ ⑦㉖ ⑦㉗ ⑦㉘ ⑦㉙ ⑦㉚ ⑦㉛ ⑦㉜ ⑦㉝ ⑦㉞ ⑦㉟ ⑦㊱ ⑦㊲ ⑦㊳ ⑦㊴ ⑦㊵ ⑦㊶ ⑦㊷ ⑦㊸ ⑦㊹ ⑦㊺ ⑦㊻ ⑦㊼ ⑦㊽ ⑦㊾ ⑦㊿ ⑧① ⑧② ⑧③ ⑧④ ⑧⑤ ⑧⑥ ⑧⑦ ⑧⑧ ⑧⑨ ⑧⑩ ⑧⑪ ⑧⑫ ⑧⑬ ⑧⑭ ⑧⑮ ⑧⑯ ⑧⑰ ⑧⑱ ⑧⑲ ⑧⑳ ⑧㉑ ⑧㉒ ⑧㉓ ⑧㉔ ⑧㉕ ⑧㉖ ⑧㉗ ⑧㉘ ⑧㉙ ⑧㉚ ⑧㉛ ⑧㉜ ⑧㉝ ⑧㉞ ⑧㉟ ⑧㊱ ⑧㊲ ⑧㊳ ⑧㊴ ⑧㊵ ⑧㊶ ⑧㊷ ⑧㊸ ⑧㊹ ⑧㊺ ⑧㊻ ⑧㊼ ⑧㊽ ⑧㊾ ⑧㊿ ⑨① ⑨② ⑨③ ⑨④ ⑨⑤ ⑨⑥ ⑨⑦ ⑨⑧ ⑨⑨ ⑨⑩ ⑨⑪ ⑨⑫ ⑨⑬ ⑨⑭ ⑨⑮ ⑨⑯ ⑨⑰ ⑨⑱ ⑨⑲ ⑨⑳ ⑨㉑ ⑨㉒ ⑨㉓ ⑨㉔ ⑨㉕ ⑨㉖ ⑨㉗ ⑨㉘ ⑨㉙ ⑨㉚ ⑨㉛ ⑨㉜ ⑨㉝ ⑨㉞ ⑨㉟ ⑨㊱ ⑨㊲ ⑨㊳ ⑨㊴ ⑨㊵ ⑨㊶ ⑨㊷ ⑨㊸ ⑨㊹ ⑨㊺ ⑨㊻ ⑨㊼ ⑨㊽ ⑨㊾ ⑨㊿ ⑩① ⑩② ⑩③ ⑩④ ⑩⑤ ⑩⑥ ⑩⑦ ⑩⑧ ⑩⑨ ⑩⑩ ⑩⑪ ⑩⑫ ⑩⑬ ⑩⑭ ⑩⑮ ⑩⑯ ⑩⑰ ⑩⑱ ⑩⑲ ⑩⑳ ⑩㉑ ⑩㉒ ⑩㉓ ⑩㉔ ⑩㉕ ⑩㉖ ⑩㉗ ⑩㉘ ⑩㉙ ⑩㉚ ⑩㉛ ⑩㉜ ⑩㉝ ⑩㉞ ⑩㉟ ⑩㊱ ⑩㊲ ⑩㊳ ⑩㊴ ⑩㊵ ⑩㊶ ⑩㊷ ⑩㊸ ⑩㊹ ⑩㊺ ⑩㊻ ⑩㊼ ⑩㊽ ⑩㊾ ⑩㊿ ⑪① ⑪② ⑪③ ⑪④ ⑪⑤ ⑪⑥ ⑪⑦ ⑪⑧ ⑪⑨ ⑪⑩ ⑪⑪ ⑪⑫ ⑪⑬ ⑪⑭ ⑪⑮ ⑪⑯ ⑪⑰ ⑪⑱ ⑪⑲ ⑪⑳ ⑪㉑ ⑪㉒ ⑪㉓ ⑪㉔ ⑪㉕ ⑪㉖ ⑪㉗ ⑪㉘ ⑪㉙ ⑪㉚ ⑪㉛ ⑪㉜ ⑪㉝ ⑪㉞ ⑪㉟ ⑪㊱ ⑪㊲ ⑪㊳ ⑪㊴ ⑪㊵ ⑪㊶ ⑪㊷ ⑪㊸ ⑪㊹ ⑪㊺ ⑪㊻ ⑪㊼ ⑪㊽ ⑪㊾ ⑪㊿ ⑫① ⑫② ⑫③ ⑫④ ⑫⑤ ⑫⑥ ⑫⑦ ⑫⑧ ⑫⑨ ⑫⑩ ⑫⑪ ⑫⑫ ⑫⑬ ⑫⑭ ⑫⑮ ⑫⑯ ⑫⑰ ⑫⑱ ⑫⑲ ⑫⑳ ⑫㉑ ⑫㉒ ⑫㉓ ⑫㉔ ⑫㉕ ⑫㉖ ⑫㉗ ⑫㉘ ⑫㉙ ⑫㉚ ⑫㉛ ⑫㉜ ⑫㉝ ⑫㉞ ⑫㉟ ⑫㊱ ⑫㊲ ⑫㊳ ⑫㊴ ⑫㊵ ⑫㊶ ⑫㊷ ⑫㊸ ⑫㊹ ⑫㊺ ⑫㊻ ⑫㊼ ⑫㊽ ⑫㊾ ⑫㊿ ⑬① ⑬② ⑬③ ⑬④ ⑬⑤ ⑬⑥ ⑬⑦ ⑬⑧ ⑬⑨ ⑬⑩ ⑬⑪ ⑬⑫ ⑬⑬ ⑬⑭ ⑬⑮ ⑬⑯ ⑬⑰ ⑬⑱ ⑬⑲ ⑬⑳ ⑬㉑ ⑬㉒ ⑬㉓ ⑬㉔ ⑬㉕ ⑬㉖ ⑬㉗ ⑬㉘ ⑬㉙ ⑬㉚ ⑬㉛ ⑬㉜ ⑬㉝ ⑬㉞ ⑬㉟ ⑬㊱ ⑬㊲ ⑬㊳ ⑬㊴ ⑬㊵ ⑬㊶ ⑬㊷ ⑬㊸ ⑬㊹ ⑬㊺ ⑬㊻ ⑬㊼ ⑬㊽ ⑬㊾ ⑬㊿ ⑭① ⑭② ⑭③ ⑭④ ⑭⑤ ⑭⑥ ⑭⑦ ⑭⑧ ⑭⑨ ⑭⑩ ⑭⑪ ⑭⑫ ⑭⑬ ⑭⑭ ⑭⑮ ⑭⑯ ⑭⑰ ⑭⑱ ⑭⑲ ⑭⑳ ⑭㉑ ⑭㉒ ⑭㉓ ⑭㉔ ⑭㉕ ⑭㉖ ⑭㉗ ⑭㉘ ⑭㉙ ⑭㉚ ⑭㉛ ⑭㉜ ⑭㉝ ⑭㉞ ⑭㉟ ⑭㊱ ⑭㊲ ⑭㊳ ⑭㊴ ⑭㊵ ⑭㊶ ⑭㊷ ⑭㊸ ⑭㊹ ⑭㊺ ⑭㊻ ⑭㊼ ⑭㊽ ⑭㊾ ⑭㊿ ⑮① ⑮② ⑮③ ⑮④ ⑮⑤ ⑮⑥ ⑮⑦ ⑮⑧ ⑮⑨ ⑮⑩ ⑮⑪ ⑮⑫ ⑮⑬ ⑮⑭ ⑮⑮ ⑮⑯ ⑮⑰ ⑮⑱ ⑮⑲ ⑮⑳ ⑮㉑ ⑮㉒ ⑮㉓ ⑮㉔ ⑮㉕ ⑮㉖ ⑮㉗ ⑮㉘ ⑮㉙ ⑮㉚ ⑮㉛ ⑮㉜ ⑮㉝ ⑮㉞ ⑮㉟ ⑮㊱ ⑮㊲ ⑮㊳ ⑮㊴ ⑮㊵ ⑮㊶ ⑮㊷ ⑮㊸ ⑮㊹ ⑮㊺ ⑮㊻ ⑮㊼ ⑮㊽ ⑮㊾ ⑮㊿ ⑯① ⑯② ⑯③ ⑯④ ⑯⑤ ⑯⑥ ⑯⑦ ⑯⑧ ⑯⑨ ⑯⑩ ⑯⑪ ⑯⑫ ⑯⑬ ⑯⑭ ⑯⑮ ⑯⑯ ⑯⑰ ⑯⑱ ⑯⑲ ⑯⑳ ⑯㉑ ⑯㉒ ⑯㉓ ⑯㉔ ⑯㉕ ⑯㉖ ⑯㉗ ⑯㉘ ⑯㉙ ⑯㉚ ⑯㉛ ⑯㉜ ⑯㉝ ⑯㉞ ⑯㉟ ⑯㊱ ⑯㊲ ⑯㊳ ⑯㊴ ⑯㊵ ⑯㊶ ⑯㊷ ⑯㊸ ⑯㊹ ⑯㊺ ⑯㊻ ⑯㊼ ⑯㊽ ⑯㊾ ⑯㊿ ⑰① ⑰② ⑰③ ⑰④ ⑰⑤ ⑰⑥ ⑰⑦ ⑰⑧ ⑰⑨ ⑰⑩ ⑰⑪ ⑰⑫ ⑰⑬ ⑰⑭ ⑰⑮ ⑰⑯ ⑰⑰ ⑰⑱ ⑰⑲ ⑰⑳ ⑰㉑ ⑰㉒ ⑰㉓ ⑰㉔ ⑰㉕ ⑰㉖ ⑰㉗ ⑰㉘ ⑰㉙ ⑰㉚ ⑰㉛ ⑰㉜ ⑰㉝ ⑰㉞ ⑰㉟ ⑰㊱ ⑰㊲ ⑰㊳ ⑰㊴ ⑰㊵ ⑰㊶ ⑰㊷ ⑰㊸ ⑰㊹ ⑰㊺ ⑰㊻ ⑰㊼ ⑰㊽ ⑰㊾ ⑰㊿ ⑱① ⑱② ⑱③ ⑱④ ⑱⑤ ⑱⑥ ⑱⑦ ⑱⑧ ⑱⑨ ⑱⑩ ⑱⑪ ⑱⑫ ⑱⑬ ⑱⑭ ⑱⑮ ⑱⑯ ⑱⑰ ⑱⑱ ⑱⑲ ⑱⑳ ⑱㉑ ⑱㉒ ⑱㉓ ⑱㉔ ⑱㉕ ⑱㉖ ⑱㉗ ⑱㉘ ⑱㉙ ⑱㉚ ⑱㉛ ⑱㉜ ⑱㉝ ⑱㉞ ⑱㉟ ⑱㊱ ⑱㊲ ⑱㊳ ⑱㊴ ⑱㊵ ⑱㊶ ⑱㊷ ⑱㊸ ⑱㊹ ⑱㊺ ⑱㊻ ⑱㊼ ⑱㊽ ⑱㊾ ⑱㊿ ⑲① ⑲② ⑲③ ⑲④ ⑲⑤ ⑲⑥ ⑲⑦ ⑲⑧ ⑲⑨ ⑲⑩ ⑲⑪ ⑲⑫ ⑲⑬ ⑲⑭ ⑲⑮ ⑲⑯ ⑲⑰ ⑲⑱ ⑲⑲ ⑲⑳ ⑲㉑ ⑲㉒ ⑲㉓ ⑲㉔ ⑲㉕ ⑲㉖ ⑲㉗ ⑲㉘ ⑲㉙ ⑲㉚ ⑲㉛ ⑲㉜ ⑲㉝ ⑲㉞ ⑲㉟ ⑲㊱ ⑲㊲ ⑲㊳ ⑲㊴ ⑲㊵ ⑲㊶ ⑲㊷ ⑲㊸ ⑲㊹ ⑲㊺ ⑲㊻ ⑲㊼ ⑲㊽ ⑲㊾ ⑲㊿ ⑳① ⑳② ⑳③ ⑳④ ⑳⑤ ⑳⑥ ⑳⑦ ⑳⑧ ⑳⑨ ⑳⑩ ⑳⑪ ⑳⑫ ⑳⑬ ⑳⑭ ⑳⑮ ⑳⑯ ⑳⑰ ⑳⑱ ⑳⑲ ⑳⑳ ⑳㉑ ⑳㉒ ⑳㉓ ⑳㉔ ⑳㉕ ⑳㉖ ⑳㉗ ⑳㉘ ⑳㉙ ⑳㉚ ⑳㉛ ⑳㉜ ⑳㉝ ⑳㉞ ⑳㉟ ⑳㊱ ⑳㊲ ⑳㊳ ⑳㊴ ⑳㊵ ⑳㊶ ⑳㊷ ⑳㊸ ⑳㊹ ⑳㊺ ⑳㊻ ⑳㊼ ⑳㊽ ⑳㊾ ⑳㊿ ㉑① ㉑② ㉑③ ㉑④ ㉑⑤ ㉑⑥ ㉑⑦ ㉑⑧ ㉑⑨ ㉑⑩ ㉑⑪ ㉑⑫ ㉑⑬ ㉑⑭ ㉑⑮ ㉑⑯ ㉑⑰ ㉑⑱ ㉑⑲ ㉑⑳ ㉑㉑ ㉑㉒ ㉑㉓ ㉑㉔ ㉑㉕ ㉑㉖ ㉑㉗ ㉑㉘ ㉑㉙ ㉑㉚ ㉑㉛ ㉑㉜ ㉑㉝ ㉑㉞ ㉑㉟ ㉑㊱ ㉑㊲ ㉑㊳ ㉑㊴ ㉑㊵ ㉑㊶ ㉑㊷ ㉑㊸ ㉑㊹ ㉑㊺ ㉑㊻ ㉑㊼ ㉑㊽ ㉑㊾ ㉑㊿ ㉒① ㉒② ㉒③ ㉒④ ㉒⑤ ㉒⑥ ㉒⑦ ㉒⑧ ㉒⑨ ㉒⑩ ㉒⑪ ㉒⑫ ㉒⑬ ㉒⑭ ㉒⑮ ㉒⑯ ㉒⑰ ㉒⑱ ㉒⑲ ㉒⑳ ㉒㉑ ㉒㉒ ㉒㉓ ㉒㉔ ㉒㉕ ㉒㉖ ㉒㉗ ㉒㉘ ㉒㉙ ㉒㉚ ㉒㉛ ㉒㉜ ㉒㉝ ㉒㉞ ㉒㉟ ㉒㊱ ㉒㊲ ㉒㊳ ㉒㊴ ㉒㊵ ㉒㊶ ㉒㊷ ㉒㊸ ㉒㊹ ㉒㊺ ㉒㊻ ㉒㊼ ㉒㊽ ㉒㊾ ㉒㊿ ㉓① ㉓② ㉓③ ㉓④ ㉓⑤ ㉓⑥ ㉓⑦ ㉓⑧ ㉓⑨ ㉓⑩ ㉓⑪ ㉓⑫ ㉓⑬ ㉓⑭ ㉓⑮ ㉓⑯ ㉓⑰ ㉓⑱ ㉓⑲ ㉓⑳ ㉓㉑ ㉓㉒ ㉓㉓ ㉓㉔ ㉓㉕ ㉓㉖ ㉓㉗ ㉓㉘ ㉓㉙ ㉓㉚ ㉓㉛ ㉓㉜ ㉓㉝ ㉓㉞ ㉓㉟ ㉓㊱ ㉓㊲ ㉓㊳ ㉓㊴ ㉓㊵ ㉓㊶ ㉓㊷ ㉓㊸ ㉓㊹ ㉓㊺ ㉓㊻ ㉓㊼ ㉓㊽ ㉓㊾ ㉓㊿ ㉔① ㉔② ㉔③ ㉔④ ㉔⑤ ㉔⑥ ㉔⑦ ㉔⑧ ㉔⑨ ㉔⑩ ㉔⑪ ㉔⑫ ㉔⑬ ㉔⑭ ㉔⑮ ㉔⑯ ㉔⑰ ㉔⑱ ㉔⑲ ㉔⑳ ㉔㉑ ㉔㉒ ㉔㉓ ㉔㉔ ㉔㉕ ㉔㉖ ㉔㉗ ㉔㉘ ㉔㉙ ㉔㉚ ㉔㉛ ㉔㉜ ㉔㉝ ㉔㉞ ㉔㉟ ㉔㊱ ㉔㊲ ㉔㊳ ㉔㊴ ㉔㊵ ㉔㊶ ㉔㊷ ㉔㊸ ㉔㊹ ㉔㊺ ㉔㊻ ㉔㊼ ㉔㊽ ㉔㊾ ㉔㊿ ㉕① ㉕② ㉕③ ㉕④ ㉕⑤ ㉕⑥ ㉕⑦ ㉕⑧ ㉕⑨ ㉕⑩ ㉕⑪ ㉕⑫ ㉕⑬ ㉕⑭ ㉕⑮ ㉕⑯ ㉕⑰ ㉕⑱ ㉕⑲ ㉕⑳ ㉕㉑ ㉕㉒ ㉕㉓ ㉕㉔ ㉕㉕ ㉕㉖ ㉕㉗ ㉕㉘ ㉕㉙ ㉕㉚ ㉕㉛ ㉕㉜ ㉕㉝ ㉕㉞ ㉕㉟ ㉕㊱ ㉕㊲ ㉕㊳ ㉕㊴ ㉕㊵ ㉕㊶ ㉕㊷ ㉕㊸ ㉕㊹ ㉕㊺ ㉕㊻ ㉕㊼ ㉕㊽ ㉕㊾ ㉕㊿ ㉖① ㉖② ㉖③ ㉖④ ㉖⑤ ㉖⑥ ㉖⑦ ㉖⑧ ㉖⑨ ㉖⑩ ㉖⑪ ㉖⑫ ㉖⑬ ㉖⑭ ㉖⑮ ㉖⑯ ㉖⑰ ㉖⑱ ㉖⑲ ㉖⑳ ㉖㉑ ㉖㉒ ㉖㉓ ㉖㉔ ㉖㉕ ㉖㉖ ㉖㉗ ㉖㉘ ㉖㉙ ㉖㉚ ㉖㉛ ㉖㉜ ㉖㉝ ㉖㉞ ㉖㉟ ㉖㊱ ㉖㊲ ㉖㊳ ㉖㊴ ㉖㊵ ㉖㊶ ㉖㊷ ㉖㊸ ㉖㊹ ㉖㊺ ㉖㊻ ㉖㊼ ㉖㊽ ㉖㊾ ㉖㊿ ㉗① ㉗② ㉗③ ㉗④ ㉗⑤ ㉗⑥ ㉗⑦ ㉗⑧ ㉗⑨ ㉗⑩ ㉗⑪ ㉗⑫ ㉗⑬ ㉗⑭ ㉗⑮ ㉗⑯ ㉗⑰ ㉗⑱ ㉗⑲ ㉗⑳ ㉗㉑ ㉗㉒ ㉗㉓ ㉗㉔ ㉗㉕ ㉗㉖ ㉗㉗ ㉗㉘ ㉗㉙ ㉗㉚ ㉗㉛ ㉗㉜ ㉗㉝ ㉗㉞ ㉗㉟ ㉗㊱ ㉗㊲ ㉗㊳ ㉗㊴ ㉗㊵ ㉗㊶ ㉗㊷ ㉗㊸ ㉗㊹ ㉗㊺ ㉗㊻ ㉗㊼ ㉗㊽ ㉗㊾ ㉗㊿ ㉘① ㉘② ㉘③ ㉘④ ㉘⑤ ㉘⑥ ㉘⑦ ㉘⑧ ㉘⑨ ㉘⑩ ㉘⑪ ㉘⑫ ㉘⑬ ㉘⑭ ㉘⑮ ㉘⑯ ㉘⑰ ㉘⑱ ㉘⑲ ㉘⑳ ㉘㉑ ㉘㉒ ㉘㉓ ㉘㉔ ㉘㉕ ㉘㉖ ㉘㉗ ㉘㉘ ㉘㉙ ㉘㉚ ㉘㉛ ㉘㉜ ㉘㉝ ㉘㉞ ㉘㉟ ㉘㊱ ㉘㊲ ㉘㊳ ㉘㊴ ㉘㊵ ㉘㊶ ㉘㊷ ㉘㊸ ㉘㊹ ㉘㊺ ㉘㊻ ㉘㊼ ㉘㊽ ㉘㊾ ㉘㊿ ㉙① ㉙② ㉙③ ㉙④ ㉙⑤ ㉙⑥ ㉙⑦ ㉙⑧ ㉙⑨ ㉙⑩ ㉙⑪ ㉙⑫ ㉙⑬ ㉙⑭ ㉙⑮ ㉙⑯ ㉙⑰ ㉙⑱ ㉙⑲ ㉙⑳ ㉙㉑ ㉙㉒ ㉙㉓ ㉙㉔ ㉙㉕ ㉙㉖ ㉙㉗ ㉙㉘ ㉙㉙ ㉙㉚ ㉙㉛ ㉙㉜ ㉙㉝ ㉙㉞ ㉙㉟ ㉙㊱ ㉙㊲ ㉙㊳ ㉙㊴ ㉙㊵ ㉙㊶ ㉙㊷ ㉙㊸ ㉙㊹ ㉙㊺ ㉙㊻ ㉙㊼ ㉙㊽ ㉙㊾ ㉙㊿ ㉚① ㉚② ㉚③ ㉚④ ㉚⑤ ㉚⑥ ㉚⑦ ㉚⑧ ㉚⑨ ㉚⑩ ㉚⑪ ㉚⑫ ㉚⑬ ㉚⑭ ㉚⑮ ㉚⑯ ㉚⑰ ㉚⑱ ㉚⑲ ㉚⑳ ㉚㉑ ㉚㉒ ㉚㉓ ㉚㉔ ㉚㉕ ㉚㉖ ㉚㉗ ㉚㉘ ㉚㉙ ㉚㉚ ㉚㉛ ㉚㉜ ㉚㉝ ㉚㉞ ㉚㉟ ㉚㊱ ㉚㊲ ㉚㊳ ㉚㊴ ㉚㊵ ㉚㊶ ㉚㊷ ㉚㊸ ㉚㊹ ㉚㊺ ㉚㊻ ㉚㊼ ㉚㊽ ㉚㊾ ㉚㊿ ㉛① ㉛② ㉛③ ㉛④ ㉛⑤ ㉛⑥ ㉛⑦ ㉛⑧ ㉛⑨ ㉛⑩ ㉛⑪ ㉛⑫ ㉛⑬ ㉛⑭ ㉛⑮ ㉛⑯ ㉛⑰ ㉛⑱ ㉛⑲ ㉛⑳ ㉛㉑ ㉛㉒ ㉛㉓ ㉛㉔ ㉛㉕ ㉛㉖ ㉛㉗ ㉛㉘ ㉛㉙ ㉛㉚ ㉛㉛ ㉛㉜ ㉛㉝ ㉛㉞ ㉛㉟ ㉛㊱ ㉛㊲ ㉛㊳ ㉛㊴ ㉛㊵ ㉛㊶ ㉛㊷ ㉛㊸ ㉛㊹ ㉛㊺ ㉛㊻ ㉛㊼ ㉛㊽ ㉛㊾ ㉛㊿ ㉜① ㉜② ㉜③ ㉜④ ㉜⑤ ㉜⑥ ㉜⑦ ㉜⑧ ㉜⑨ ㉜⑩ ㉜⑪ ㉜⑫ ㉜⑬ ㉜⑭ ㉜⑮ ㉜⑯ ㉜⑰ ㉜⑱ ㉜⑲ ㉜⑳ ㉜㉑ ㉜㉒ ㉜㉓ ㉜㉔ ㉜㉕ ㉜㉖ ㉜㉗ ㉜㉘ ㉜㉙ ㉜㉚ ㉜㉛ ㉜㉜ ㉜㉝ ㉜㉞ ㉜㉟ ㉜㊱ ㉜㊲ ㉜㊳ ㉜㊴ ㉜㊵ ㉜㊶ ㉜㊷ ㉜㊸ ㉜㊹ ㉜㊺ ㉜㊻ ㉜㊼ ㉜㊽ ㉜㊾ ㉜㊿ ㉝① ㉝② ㉝③ ㉝④ ㉝⑤ ㉝⑥ ㉝⑦ ㉝⑧ ㉝⑨ ㉝⑩ ㉝⑪ ㉝⑫ ㉝⑬ ㉝⑭ ㉝⑮ ㉝⑯ ㉝⑰ ㉝⑱ ㉝⑲ ㉝⑳ ㉝㉑ ㉝㉒ ㉝㉓ ㉝㉔ ㉝㉕ ㉝㉖ ㉝㉗ ㉝㉘ ㉝㉙ ㉝㉚ ㉝㉛ ㉝㉜ ㉝㉝ ㉝㉞ ㉝㉟ ㉝㊱ ㉝㊲ ㉝㊳ ㉝㊴ ㉝㊵ ㉝㊶ ㉝㊷ ㉝㊸ ㉝㊹ ㉝㊺ ㉝㊻ ㉝㊼ ㉝㊽ ㉝㊾ ㉝㊿ ㉞① ㉞② ㉞③ ㉞④ ㉞⑤ ㉞⑥ ㉞⑦ ㉞⑧ ㉞⑨ ㉞⑩ ㉞⑪ ㉞⑫ ㉞⑬ ㉞⑭ ㉞⑮ ㉞⑯ ㉞⑰ ㉞⑱ ㉞⑲ ㉞⑳ ㉞㉑ ㉞㉒ ㉞㉓ ㉞㉔ ㉞㉕ ㉞㉖ ㉞㉗ ㉞㉘ ㉞㉙ ㉞㉚ ㉞㉛ ㉞㉜ ㉞㉝ ㉞㉞ ㉞㉟ ㉞㊱ ㉞㊲ ㉞㊳ ㉞㊴ ㉞㊵ ㉞㊶ ㉞㊷ ㉞㊸ ㉞㊹ ㉞㊺ ㉞㊻ ㉞㊼ ㉞㊽ ㉞㊾ ㉞㊿ ㉟① ㉟② ㉟③ ㉟④ ㉟⑤ ㉟⑥ ㉟⑦ ㉟⑧ ㉟⑨ ㉟⑩ ㉟⑪ ㉟⑫ ㉟⑬ ㉟⑭ ㉟⑮ ㉟⑯ ㉟⑰ ㉟⑱ ㉟⑲ ㉟⑳ ㉟㉑ ㉟㉒ ㉟㉓ ㉟㉔ ㉟㉕ ㉟㉖ ㉟㉗ ㉟㉘ ㉟㉙ ㉟㉚ ㉟㉛ ㉟㉜ ㉟㉝ ㉟㉞ ㉟㉟ ㉟㊱ ㉟㊲ ㉟㊳ ㉟㊴ ㉟㊵ ㉟㊶ ㉟㊷ ㉟㊸ ㉟㊹ ㉟㊺ ㉟㊻ ㉟㊼ ㉟㊽ ㉟㊾ ㉟㊿ ㊱① ㊱② ㊱③ ㊱④ ㊱⑤ ㊱⑥ ㊱⑦ ㊱⑧ ㊱⑨ ㊱⑩ ㊱⑪ ㊱⑫ ㊱⑬ ㊱⑭ ㊱⑮ ㊱⑯ ㊱⑰ ㊱⑱ ㊱⑲ ㊱⑳ ㊱㉑ ㊱㉒ ㊱㉓ ㊱㉔ ㊱㉕ ㊱㉖ ㊱㉗ ㊱㉘ ㊱㉙ ㊱㉚ ㊱㉛ ㊱㉜ ㊱㉝ ㊱㉞ ㊱㉟ ㊱㊱ ㊱㊲ ㊱㊳ ㊱㊴ ㊱㊵ ㊱㊶ ㊱㊷ ㊱㊸ ㊱㊹ ㊱㊺ ㊱㊻ ㊱㊼ ㊱㊽ ㊱㊾ ㊱㊿ ㊲① ㊲② ㊲③ ㊲④ ㊲⑤ ㊲⑥ ㊲⑦ ㊲⑧ ㊲⑨ ㊲⑩ ㊲⑪ ㊲⑫ ㊲⑬ ㊲⑭ ㊲⑮ ㊲⑯ ㊲⑰ ㊲⑱ ㊲⑲ ㊲⑳ ㊲㉑ ㊲㉒ ㊲㉓ ㊲㉔ ㊲㉕ ㊲㉖ ㊲㉗ ㊲㉘ ㊲㉙ ㊲㉚ ㊲㉛ ㊲㉜ ㊲㉝ ㊲㉞ ㊲㉟ ㊲㊱ ㊲㊲ ㊲㊳ ㊲㊴ ㊲㊵ ㊲㊶ ㊲㊷ ㊲㊸ ㊲㊹ ㊲㊺ ㊲㊻ ㊲㊼ ㊲㊽ ㊲㊾ ㊲㊿ ㊳① ㊳② ㊳③ ㊳④ ㊳⑤ ㊳⑥ ㊳⑦ ㊳⑧ ㊳⑨ ㊳⑩ ㊳⑪ ㊳⑫ ㊳⑬ ㊳⑭ ㊳⑮ ㊳⑯ ㊳⑰ ㊳⑱ ㊳⑲ ㊳⑳ ㊳㉑ ㊳㉒ ㊳㉓ ㊳㉔ ㊳㉕ ㊳㉖ ㊳㉗ ㊳㉘ ㊳㉙ ㊳㉚ ㊳㉛ ㊳㉜ ㊳㉝ ㊳㉞ ㊳㉟ ㊳㊱ ㊳㊲ ㊳㊳ ㊳㊴ ㊳㊵ ㊳㊶ ㊳㊷ ㊳㊸ ㊳㊹ ㊳㊺ ㊳㊻ ㊳㊼ ㊳㊽ ㊳㊾ ㊳㊿ ㊴① ㊴② ㊴③ ㊴④ ㊴⑤ ㊴⑥ ㊴⑦ ㊴⑧ ㊴⑨ ㊴⑩ ㊴⑪ ㊴⑫ ㊴⑬ ㊴⑭ ㊴⑮ ㊴⑯ ㊴⑰ ㊴⑱ ㊴⑲ ㊴⑳ ㊴㉑ ㊴㉒ ㊴㉓ ㊴㉔ ㊴㉕ ㊴㉖ ㊴㉗ ㊴㉘ ㊴㉙ ㊴㉚ ㊴㉛ ㊴㉜ ㊴㉝ ㊴㉞ ㊴㉟ ㊴㊱ ㊴㊲ ㊴㊳ ㊴㊴ ㊴㊵ ㊴㊶ ㊴㊷ ㊴㊸ ㊴㊹ ㊴㊺ ㊴㊻ ㊴㊼ ㊴㊽ ㊴㊾ ㊴㊿ ㊵① ㊵② ㊵③ ㊵④

gifts in preaching) な人間がいるのは否定し得ない事実だからである。⁽²²⁾ところが、こうした主教はともに説教を行おうとせず、却ってその無能さを露呈しないで済むため、あたかも真の聖職者であるかのように信じられ、まるでイングランド人が聖職者でない人間の説教を聞き入れる意志があるかのように、「国家の官吏」への抗議が満足に為されていない、と著者は嘆いている。要するに、「主教の罪(Bishops sin)」は、彼らが「国家の官吏」であると分かっているながら聖職者であろうとする、あるいは彼らが聖職者であると分かっているながら「国家の官職(civil offices)」を担おうとすることであり、著者は「国家の官吏」は決して聖職者になつてはならない、と繰り返し返している。⁽²³⁾

このように、聖職者が主教という「国家の官吏」である場合、それは「コモンウェルスにとつて危険」だという点で、著者は論敵の一人のジョン・エイルマに賛同すると述べている。⁽²⁴⁾しかしながら著者は、エイルマがこういった政教分離の主張にも拘らず、彼自身がロンドン主教であったことについて次のように皮肉っている。

さて同胞たちよ、彼自身が主教であるからといって、この学識ある男の意見をやはり軽んじてはならない。というのも、実に彼がこれら二つ〔国家と教会〕の官

職を結合させて以降、「政治と宗教の混同が「コモンウェルス」にとつて有害であるという」彼自身の主張が彼の場合に当てはまることを示してきたから。彼が主教になつて此の方、彼の全努力は我々に如何なる教会あるいはコモンウェルスの安寧秩序ももたらしていないではないか。主教の罪とは彼らが国家の官吏であること、そして彼らは主教であるが故に国家の官吏であることだ、ということが今やはっきりとお分かりであればと思う。⁽²⁵⁾

つまり、ここでは、エイルマ自身がロンドン主教となることによつて国家の官職と教会の聖職を混同させ、「教会あるいはコモンウェルスの安寧秩序」を損ねてきたことが指摘されている。結局、このパンフレットの著者にとり、主教とは国家の官職と教会の聖職を兼任した者のことであり、政教分離という観点からも、そして何よりもイングランドという「コモンウェルス」の観点からも、主教制度は到底受け入れられるものではなかった。

「改革」には比較的慎重な態度を示していたビューリタイン穩健派のジョン・ユードル(Udall, John, 1560?-92)もまた、政教分離といった観点から主教制度を批判(もししくは長老制度を擁護)している。とりわけ、ユードルは問答

「マーブレリト書簡」と一六世紀末イングランドの主教制度を巡る論争（山根）

形式を用いながら、長老制度が永続的に採用されるべきことを説いている。例えば、長老制度によって教会の事柄における君主権が奪われてしまうのではないかという異論に対し、彼は長老制度とは別に、長老の同意を得た上で君主が教会の統治を監視するので、ダヴィデの時代や現在（即ち、エリザベス治世）ほど君主の教権が損なわれることはない、と回答している。また長老制度はイングランドという「コモンウェルス」の状態を「完全に民衆的なもの（*meere popularitie*）」へと変え、「コモンウェルス」の統治を変更することになるのではないかと異論に対しては、長老制度によって「君主から小役人に至る（*from the princes throne, to the office of the headborow*）」あらゆる行政官に害が及ぶことはなく、「コモンウェルス」の如何なるものも変更されることはない、と回答している。³⁸

先のパンフレットにおける政教分離の議論も、イングランド国教会の主教制度の批判という教会統治に関する事柄に重点が置かれてはいるが、より世俗的な王権のあり方についても触れている。特にこのパンフレットの著者は、「議員たちはその国王あるいは女王に抵抗すべきである」と主張することにより、世俗的領域における王権の影響力をも制限しようとしている。³⁹この著者の言葉を借りるならば、「仮に議会がその特権（*their priviledges*）を用いるとする

と、国王は議会なしに何事も決定することができない」のであって、国王が議会を無視して物事を決定した場合、それは国王が議会の特権を侵害するといった過ちを犯しているということであり、議会がそのような事態を見越すのは愚行以外の何物でもなかった。⁴⁰同時に著者は、自身の法解釈ではヘンリ八世期の国王布告は制定法としての効力を保持していなかったと述べた上で、この時期の議会将国王に対する「抵抗」を実践した事例として取り上げている。⁴¹つまり、ヘンリ八世期以降、議会によってイングランド宗教改革がもたらされる訳だが、その際に議員たちが「彼らの国王あるいは女王の御意向に背き」ながら、「神の御栄光とコモンウェルスの利益」のためのあらゆる事を合法的に為してきた、ということに著者は同意している。言い換えるならば、著者は宗教改革をイングランド史の中の輝かしい出来事として描くとともに、その過程でイングランドという「コモンウェルス」のために王権への「抵抗」を実践した議会将を称賛したのだった。

四 「マーブレリト書簡」の反響と国教会側の反撃

以上のような「マーブレリト書簡」は様々な社会的領域で大きな反響を呼び、特に国教会側からの強烈な反撃を受

けることになった。例えば、一五八九年二月に大法官クリストファ・ハットン(Hatton, Sir Christopher, 1540-91)が上院で行った議会演説は、愛国主義的な立場から国外のカトリック勢力を非難するとともに、イングランド国教会の更なる「改革」を求めるピューリタンたちに対するエリザベスの嫌悪を代弁するものであった。ハットンのこの議会演説によると、エリザベスは「マープレリト書簡」を馬鹿げた危険なものとみなしており、ローマ・カトリックの支持者たち以上に、こうしたパンフレットを出版した者たちのことを憂えていた。^④ また女王はイングランド国教会が今や「改革」の立場にあることを確信しており、(カトリックであろうと、ピューリタンであろうと) 不満分子を抑えるためならともかく、「マープレリト書簡」の出版に関与した者たちは必要以上に宗教的な事柄に干渉すべきでなかった、とされている。^⑤

一方、ハットンの議会演説とほぼ同時期に、セント・ポール大聖堂で行われたと思われるリチャード・バンクcroft (Baneroff, Richard, 1544-1610) の説教では、ピューリタンはアリウス派やドナトウス派や再洗礼派のような分離主義者として批判されている。特にバンクcroftは、ピューリタニズムが得体の知れない平信徒たちの党派心に依拠していることを危惧するとともに、主教制度を通じて統治さ

れるイングランド国教会は、スコットランドのような国外のカルヴァン派教会とは大きく異なるということを力説している。^⑥ このような断固たる国教会体制の擁護が声高に叫ばれるのは異例のことであり、主教制度の重要性を強調したバンクcroftのこの説教は、少なからぬ人間の目には高圧的で教条主義的なものとして映り、「宗教の事柄において何ら資するものはなく、むしろその災厄の方を恐れる」と言われるほどであった。^⑦

こうした反マープレリト主義は、舞台劇やインタールードも然ることながら、やはり風刺的なパンフレットからよりシリアスな大著に至る出版物において顕著であった。^⑧ これらの作品は、「マープレリト」を強欲で狂気染みた、不正確な学識を持った人物として描き、国家と教会の全権力を覆してドイツの再洗礼派の伝統に倣おうとしていると非難している。ただし、「マープレリト書簡」が安価な出版物の有効性を示したのは事実であり、反マープレリト主義者たちもこの戦略を踏襲し、著者名の隠匿、「平易な英語」、ユーモアに富んだ風刺的な文体といった手法を学んだのであった。^⑨ 「マープレリト書簡」の中で標榜の一人とされたトマス・クーパーの『イングランド臣民への説論』^⑩ は、必ずしもこのような手法を用いてはいないが、問答形式を採用することにより、「マープレリト書簡」の議論に対し、

「マープレリト書簡」と一六世紀末イングランドの主教制度を巡る論争（山根）

真正面から律儀にしかも冷静に回答している。

『イングランド臣民への説諭』はおよそ二五〇頁もの長編なのだが（それ故に「マープレリト書簡」ほどの読者を獲得できなかったと言われている）、まずクーパーは同書簡の中のイングランド国教会の主教あるいは牧師たちに対する侮辱に言及した上で、こうした「虚言や名誉毀損（the vntueths and slanders）」に反論しようとする旨を伝えている。クーパーはこの著作の前半部分でジョン・ホイットギフトやジョン・エイルマらを弁護しつつ、イングランド国教会の聖職者たちの墮落（彼らの金銭や出世に対する執着・聖職売買・教会規律の濫用など）について弁明し、後半部分ではキリストと使徒たちの教義や神法といった聖書解釈に関する議論が展開されている。以下では、「マープレリト書簡」により直接的に反論を試みている前半部分に注目し、特に議論の中核を成していると思われる二つの争点について考察したい。

一つ目は教会の「改革」を巡るものであり、クーパーはなぜイングランド国教会の（大）主教たちが教会統治の現状維持を望んでいるか、また彼らは「改革」を通じて王国に如何なる弊害がもたらされることを恐れているのか、ということについて説明している。とりわけ、クーパーは法的な観点から「改革」の問題点を指摘しており、イングラ

ンドの教会法の変更に

よって様々な不都合が生じると述べている。⁵⁰そして、教会法の変更に教会統治のあり方を変えただけでなく、コモン・ローのような王国の世俗の法をも覆すことになる⁵¹とされる。というのも、クーパーによると、教会法は国家の法の上位にあり、この王国（イングランド）の俗人たち（the Civilians）は国家の法ではなく、あくまで教会法に従って生活しているからであった。⁵²それ故に、仮に教会法が廃止されてしまったとするならば、十分の一税・信仰告白・婚姻・姦通・名誉毀損といった教会法で対処すべき事柄が、専ら「世俗の行政官（the temporall Magistrate）」によって扱われることになり、これは決して些細な問題ではないと彼は言う。⁵³同時に、長老主義者たちが提唱しているような「牧師」と「長老」と「執事」の選出といった方法は、多くの場所で宗教的分裂を引き起し、延いては「教会とコモンウィール」「公共の利益」の実現を目指した「国家」双方の平穏を大いに掻き乱す⁵⁴ことになるとされる。こうした宗教的指導者の選出という方法は古くから教会に見られるものであるが、そこから生じる不都合のために君主や司教（もしくは主教）たちの必要以上の干渉を招いてきた、とクーパーは述べている。⁵⁵加えて彼は、平信徒たちが「偏見（affection）」と「正しい判断力の欠如（want of right iudgement）」のため、いとも容易く「野

心家」に唆されて「不相応な人間 (unworthy men)」を聖職者として選出するようになる、と警告している。⁵⁶⁾

二つ目は、イングランド国教会の(大)主教たちが「無学な聖職者 (an unlearned Ministry)」(即ち、国教会の牧師たち)を野放しにしているため、君主と「コモンウィール」に反乱などの何か良からぬことがもたらされるのではないか、という点についてである。これに対してクーパーは、「マーブレリト書簡」で指摘されているような「無学な聖職者」はイングランドには存在しないし、反乱のような災難も起り得ないとしている。彼によると、イングランド国教会の(大)主教たちが「無学な聖職者」を容認することによって教会の「改革」を妨げている、といった批判は誤っており、こうした責任転嫁は「神の教会とコモンウィールの両方において常に大きな害を為してきた」のだ⁵⁷⁾。具体的に彼は、『エレミヤ書』四四章を引用しながら、教会と「コモンウィール」の災いの責任を国教会の(大)主教たちに擦りつけようとしているイングランド人を偶像崇拜を行っていたユダヤの民に準え、次のように非難している。

彼ら「ユダヤの民」は神の良き贈物を彼らの偶像崇拜のおかげだとし、彼らの欠乏と災難はエレミヤや

他の預言者たちの説教のせいだとしているが、こうした言いは実に正しいものではなかった。同様の理由で、コモンウィールの反抗的な臣民たち (rebellious subjects in common veales) が彼らを支配している君主と統治者 (Princes & governors) を憎悪し、不当にも彼らの嘆きの種の責任を君主と統治者に負わせようとするのも正しくない。⁵⁸⁾

エレミヤの預言を無視して偶像崇拜を続けたユダヤの民はバビロンに捕囚されることになるのだが、ここでは国教会の主教制度を批判している「コモンウィールの反抗的な臣民たち」が、不当にも国王と教会の「統治者」たる(大)主教たちに国家と教会に降り懸かる災厄の責任を押しつけることにより、イングランド人をユダヤの民のような破滅へと誘っている、と警告されている。

その一方でクーパーは、「マーブレリト書簡」の中で「無学な聖職者」と批判されているイングランド国教会の牧師たちの擁護も行っている。彼によると、イングランドに「無学な聖職者」などは存在せず、神罰を惹起するような「説教の不足 (want of preaching)」もない。⁵⁹⁾ 尤もクーパーは、「無学な聖職者」が少なからず存在する可能性を完全に否定している訳ではないが、イングランド国教会の牧師たち

「マープレリト書簡」と一六世紀末イングランドの主教制度を巡る論争（山根）

が皆無学であると言うことはできないし、何よりもイングランド国教会は「キリストの教会」であるため、それほど有能な牧師たちによる説教を必要としない、と説明している^④。したがって、ヨーロッパ各地のプロテスタント教会の牧師たちと比べ、イングランド国教会の牧師たちは資質的に劣っているという指摘は当を得ておらず、他国のものを褒め称えて自国のものを忌み嫌うのは「我々イングランド人の悪い癖 (the general disease of vs Englishmen)」だ、と彼は述べている^⑤。加えて、人口が少なく、十分な学識を持った住民のいない教区を、ごく僅かな聖職禄しか保有せぬ牧師に担当させざるを得ない現実もあり、こういう状況では有能な牧師を確保するのは困難であるし、牧師もそのような教区を進んで担当したがるまいだろう、とクーパーは言っている^⑥。それ故、前記のような教区を牧師不在のまま放置するよりは、「無学な聖職者」に委ねる方がましであり、教区民の側もただ単に無闇に説教を受けるだけでなく、「熱心に敬虔な気持ちで耳を傾けること (diligent and reverent hearing)」が必要であった^⑦。いずれにせよ、クーパーにとって「改革」は「正に教会、コミュニティール、そして社会全体の悪疫 (the very pestilence of all Churches, common vices, and societies)」であり、(教会) 法の変更によってより大きな不都合を生じさせる

よりは、少々欠陥があっても既存の秩序を遵守した方が良いのだった^⑧。

五 結論

以上のように、「マープレリト書簡」は修辭的なラテン語ではなく「平易な英語」というある種の言語的な「ナショナルリズム」に依拠しながら、イングランド国教会に対する権力批判を展開し、国教会の「改革」の必要性を訴えたものであった。とりわけ、本稿で取り上げたパンフレットは、大主教もしくは主教たちの個々の人格というよりも、国教会の主教制度そのものをイングランドという「コモンウェルス」を掘り崩すものとして攻撃していた。即ち、このパンフレットの著者は、(大) 主教たちの宗教上の無能さに加え、彼らが聖職者であると同時に(説教のために任じられた)「国家の官吏」でもある、ということをも主教制度に反対する理由として挙げていた。著者によると、こうした主教制度の下では政教分離が不徹底となり、イングランドの教会のみならず「コモンウェルス」(ここでは「国家」)にも危機がもたらされることになる。このように、著者は教会統治における国家権力の干渉の排除を訴える一方で、世俗的領域においても王権が制限されるべきことを説いてい

た。言い換えるならば、著者は特にヘンリ八世期の宗教改革議會を引き合いに出しながら、イングランドにおける「神の御栄光とコモンウェルスの利益」（皮肉なことに、この言葉自体が政教分離の不徹底さを示しているが）のため、必要があれば議會は王権に対して「抵抗」すべきである、ということに同意したのであった。

このように、イングランド国教会を辛辣に批判した「マープレリト書簡」は大きな波紋を呼び、ハットンの議會演説やバンクロフトの説教のように、国教会体制を支持する者たちからの反論を受けることになった。中でも、クーパーの『イングランド臣民への説諭』は問答形式を用いながら、「マープレリト書簡」による国教会批判に対し、一つ一つ丁寧に回答しようとしていた。クーパーは多くのイングランド国教会の（大）主教たちと同様、教会の「改革」について慎重な立場を取っていたが、その理由として彼は教会法の変更が政教分離を不明瞭なものとし、国家と教会に様々な弊害をもたらされることを挙げていた。特に長老主義者たちが提唱しているような「牧師」と「長老」と「執事」の選出といった方法は、彼にとつて教会と「コモンウィール」（もしくは「国家」）を大いに害するものであった。というのも、長老制度の下では、平信徒たちが「不相応な人間」を聖職者として選出することでイングランドの宗教的

分裂を引き起し、「教会とコモンウィール双方の平穩を大いに掻き乱す」危険性があつたからである。そしてクーパーは、長老制度を支持している（あるいは国教会の主教制度を批判している）「コモンウィールの反抗的な臣民たち」が国王と国教会の（大）主教たちに国家と教会に降り懸かる災厄の責任を押しつけていると非難しながら、イングランド臣民の国王と国教会への服従を説いたのだった。同時に、クーパーは「マープレリト書簡」の中で「無学な聖職者」と批判されているイングランド国教会の牧師たちを擁護しつつ、この件で国王と（大）主教たち、あるいは主教制度そのものを非難するのは、イングランドという「コモンウィール」を害することになると述べていた。

本稿の冒頭でも触れたように、レイクは一六世紀末のイングランドの歴史を、「ピューリタニズム」対「反ピューリタニズム」という二項対立の構図で捉え、王権の至上性を謳つた「反ピューリタニズム」が「君主のいる共和国」の実現を阻んだ、と説明していた。レイクが主張するように、一六世紀末のイングランドにおいて、主教制度の廃止（もしくは長老制度の導入）を訴えるピューリタンと、これに抗してあくまで国教会の主教制度の堅持を訴えた反ピューリタンの宗教的対立が先鋭化していたのは事実であるし、本稿で取り上げた史料が示すように、ピューリタン

「マープレリト書簡」と一六世紀末イングランドの主教制度を巡る論争（山根）

が特に宗教改革に際して、議会による王権への抵抗を容認していたのに対し、反ピューリタンはイングランド臣民の国王と国教会への服従を説いていた。

一六世紀末のイングランドでは、こうしたピューリタンと反ピューリタンの宗教的な対抗関係が厳然と存在する一方、両者は（とりわけ、国教会の主教制度を巡る）論理面において同質性を保持していたと言える。即ち、（本稿で取り上げた）「マープレリト書簡」も、それに対する反論を試みた国教会側も、「クリスチャン・コモンウェルス」（教会と国家）という論理的枠組みの中で政教分離の必要性を説くことにより、それぞれ自己の立場を正当化し、相手側を批判していた。具体的には、前者がイングランド国教会の（大）主教たちが聖職者であると同時に「国家の官吏」でもあることを問題視し、主教制度に異議を唱えた（あるいは長老制度を擁護した）のに対し、後者は宗教の更なる「改革」が教会法の変更をもたらさし、国家と教会の領域が不明瞭になるといった理由で、ピューリタン（あるいは長老主義者）たちが提唱しているような「改革」を拒絶した。このように、（ピューリタンにとっての）主教制度と（反ピューリタンにとっての）長老制度はイングランドという「クリスチャン・コモンウェルス」に悪影響を及ぼすものと考えられていた。

いずれにせよ、こうした政教分離という、ピューリタンと反ピューリタンの論理面での同質性、また（他の研究が指摘しているように）反ピューリタンが「マープレリト書簡」の著者名の隠匿、「平易な英語」、ユーモアに富んだ風刺的な文体といった手法の有効性を認め、その手法を受け入れたことなどを考慮すると、レイクが主張したような、「ピューリタニズム」対「反ピューリタニズム」という二項対立の構図は十全なものではないのかもしれない。本稿では、一六世紀末のイングランドにおける、「ピューリタニズム」と「反ピューリタニズム」の関係性について一瞥を試みてきたが、「（反）ピューリタニズム」と「君主のいる共和国」の関係性（特に王権との関係性）までは検証できなかった。今後は、本稿では取り上げることのできなかった、他の「マープレリト書簡」などを精査することで、「（反）ピューリタニズム」と「君主のいる共和国」の関係性について検証していきたい。

註

- (1) P. Collinson, 'The Monarchical Republic of Queen Elizabeth I', *Bulletin of the John Rylands University Library of Manchester*, 69/2 (1987), pp. 394-424; reprinted in Collinson, *Elizabethan Essays* (London, 1994), pp. 31-57. 君主政と共和政という一見相容れない二つの政体を結合させた、コリンソンの「君主のいる共和国」については様々な異論があるかもしれない。しかしながら、*republic* という語は後述のラテン語 *res publica* に由来し、元来は「公益への奉仕」を意味していたため、古代ギリシア・ローマの君主政・貴族政・民主政といった三つの国家形態を包括した概念であった。マキアヴェッリの時代になると、*republic* は（一者ではなく）複数者の支配する国家形態を指す言葉となり、今日では君主政を採らない国家形態全般を意味するようになった。その一方で、近代以降、君主政が立憲主義化することによって名目的なものとなった、あるいは共和政自体が社会主義のみならず、民主政や独裁制なども包含するようになったのに伴い、君主政と共和政の区別は今日では実質的意義を喪失したと言える。こうした「君主のいる共和国」論は、昨今我が国でも注目を集めており、中澤達哉編『王のいる共和政：ジャコバン再考』、岩波書店、二〇二二年のよるな、「君主のいる共和国」をヨーロッパ規模で長期的に検証した研究も出現している。
- (2) バリー卿はこの草案の中で、万一エリザベスが突然死した場合、イングラントは君主不在の状態で大評議会 (*great council*) と議会在一時的に統治を行い、女王の後継者を選ばなくてはならない。
- (3) Collinson, *Elizabethan Essays*, p. 43.
- (4) J.F. McDiarmid, ed., *The Monarchical Republic of Early Modern England: Essays in Response to Patrick Collinson* (Ashgate, 2007).
- (5) この論文集の中で、リチャード・カストはウォリックシアの裁判官ジョン・ニューディゲイト (Newdigate, John, c.1571-1610) の読書記録を検証することにより、地方統治を担った者たちも人文主義的教養を共有しており、特に国家や地元のための奉仕といった意識を強く持っていた、と述べている。
- (6) A. Hadfield, *Shakespeare and Republicanism* (Cambridge, 2005).
- (7) 近世イングランドにおける主要な社会観念を「コリンソンの指摘したような「君主のいる共和国」とは別の（対極的な）思潮に求めているという点では、アン・マクラーレンもレイクと同様であると言えよう。マクラーレンは、スコットランド国王ジェイムズ六世によるイングランド王位継承を擁護したトマス・クレイグ (Craig, Thomas, c.1538-1608) の著作をジェンダラーの視点から読み解くことで、一七世紀前半の「君主のいる共和国」に異議を唱えている。具体的には、クレイグは母方のスコットランド女王メアリー・ステュアートに血統ではなく、イングラント生れの父ヘンリー・ステュアート (Stuart, Henry, Lord Darnley, 1546-1567) の血統を強調することにより、ジェイムズのイングランド王位継承の正当性を説いた。マクラーレンによると、こうしたクレイグの父方の血統あるいは父権の重視は家父長的な政治理論へと繋がっており、彼は世襲制の「絶対的 (absolute)」(必

「マープレイト書簡」と一六世紀末イングランドの主教制度を巡る論争（山根）

ずしも如何なる制約も受けないという意味ではない) な王権を擁護したのである。

(8) 因みに、グリーンダルは職人のような平信徒たちの聖書釈義集への参加を容認していた。

(9) P. Collinson, *The Elizabethan Puritan Movement* (London, 1967), p.27.

(10) McDiarmid, *op.cit.*, p.138.

(11) *Ibid.*, p.146. このような王権の「絶対性」を主張する政治理論は、一五九〇年代初頭の反ピューリタニズムあるいは反長老主義から生じたとされている。この点については J.Sommerville, Richard Hooker, Hadrian Saravia and the Advent of the Divine Right of Kings, *History of Political Thought* 4(1983); J.A.Guy, 'The Elizabethan Establishment and the Ecclesiastical Polity', in idem, ed., *The Reign of Elizabeth I: Court and Culture in the Last Decade* (Cambridge, 1995) を参照。

(12) Collinson, *Elizabethan Puritan Movement*, pp.385-87.

(13) *English Short Title Catalogue (ESTC)* の検索で「一五八八〜一六〇三年の間に出版された『Marpelate』をキーワードとする著作は(重複したものも含め) 四二件であった。この内『Marpelate』を著者名としてのは Martin Marprelate, pseud., *Oh Read over D. John Bridges, for it is a Worthy Worke: Or an Epitome of the Fyrste Booke, of that Right Worshipfull Volume, Written against the Puritanes, in the Defence of the Noble Cleargie, by as Worshipfull a Prieste, John Bridges, Prosbyter, Priest or Elder, Doctor of Diviulltie, and Deane of Sarum* (East

Molesey, 1588; STC 17453); idem, *Theses Martinianae: That is, Certaine Demonstrative Conclusions, Sette downe and Collected (as it should seeme) by that Famous and Renowned Clarke, the Reverend Martin Marpelate the Great* (Wolston, 1589; STC 17457); idem, *Certaine Minerrall, and Metaphisicall Schoolpoints, to be Defended by the Reuerend Bishops, and the Rest of my Cleargie Masters of the Conuocation House, against both the Vniuersities, and at the Reformed Churches in Christendome* (Coventry, 1589; STC 17455); idem, *The Protestatyon of Martin Marprelat wherein not Withstanding the Surprizing of the Printer, he Maketh it Known unto the World that he Feareth, neither Proud Priest, Antichristian Pope, Tyrannous Prelate, nor Godlesse Catercap* (Wolston?, 1589; STC 17459); idem, *Hay any Worke for Cooper: Or a Briefe Pistle Directed by Waye of an Hablication to the Reuerende Byschoppes, Counselling them, if they will needs be Barrelled up, for Feare of Smelling in the Nostrels of her Maistie [and] the State, that they would Use the Advise of Reuerend Martin, for the Prouding of their Cooper* (Coventry, 1589; STC 17456); idem, *The Iust Censure and Reproofe of Martin Iunior. Wherein the Rash and Vndiscreele Headnes of the Foolish Youth, is Sharply Mette with, and the Boy hath his Lesson Taught him, I Warrant you, by his Reuerend and Elder Brother, Martin Senior, Some and Heire unto the Renowned Martin Mar-Prelate the*

- Great*. (Wolston?, 1589; STC 17428) の六作品でもあった。
- (14) ショーン・ペンリに加え、ウオリックシマ出身で後に下院議員となったヨブ・スロックモートンも「マープレレトリ書簡」の著者の有力候補の一人とされている。詳しくは L.H. Carlson, *Martin Marprelate, Gentleman: Master Job Throkemorton Laid Open in his Colours* (San Marino, 1981), pp. 22-28 を参照。
- (15) 「ペーン・ペンリ書簡」を巡る論争を題材とした研究として D.J. McGinn, *John Penny and the Marprelate Controversy* (New Brunswick, 1966); J.S. Bengel, "The Authority of Writer and Text in Radical Protestant Literature 1540 to 1593 with Particular Reference to the Marprelate Tracts", DPhil thesis, University of Oxford (1989); J.L. Black, "Pamphlet Wars: The Marprelate Tracts and "Martinism", 1588-1688", PhD thesis, University of Toronto (1996) などを参照。
- (16) ペンリの経歴については *Oxford Dictionary of National Biography*, [Penny, John]; J. Raymond, *Pamphlets and Pamphleteering in Early Modern Britain* (Cambridge, 2003), ch. 2 を参考にしてください。
- (17) ブリッジスのこうした宗教的立場については John Bridges, *A Defence of the Government Established in the Church of Englande for Ecclesiasticall Matters* (London, 1587; STC 3734) を参照。
- (18) ローマ・カトリック教会の教会博士 (doctor ecclesiae) とは異なるが、特に信仰心が篤く、神学に造詣が深い人物のこととと思われる。
- (19) Marprelate, pseud., *Oh Read ouer D. John Bridges*, sig. B1r.
- (20) こうした簡潔な文体という意識は、「マープレトリ書簡」全体に看取されるものである。この点については Raymond, *op. cit.*, pp. 27-36 に詳しい。
- (21) キケロ主義の文体からの脱却については考察した研究として H. Macdonald, "Another Aspect of Seventeenth-Century Prose", *Review of English Studies* 19 (1943); G. Williamson, *The Senecan Amble: A Study in Prose Form from Bacon to Collier* (Chicago, 1951); S.E. Fish, ed., *Seventeenth-Century Prose: Modern Essays in Criticism* (New York, 1971); R. Pooley, *English Prose of the Seventeenth Century, 1590-1700* (Longman, 1992); E. Skerpan, *The Rhetoric of Politics in the English Revolution 1642-1660* (Columbia, 1992); N. Rhodes, ed., *English Renaissance Prose: History, Language, and Politics* (Tempe, 1997) などを参照。
- (22) Marprelate, pseud., *Oh Read ouer D. John Bridges*, sig. A2r.
- (23) *Ibid.*, sig. A2r.
- (24) 近世のインクランド史において、「コモンウェルス」はしばしば「国家」と訳される。特に一六世紀インクランドでは「公共のもの」を「共通の利益」を意味する共和政ローマの「レス・プブリカ (res publica)」の概念が「コモンウェルス」(もしくは「コモンウェール (commonweal)」) の概念に読み替えられ、数多くの社会経済改革の主張が新たに喚起された。「コモンウェルス」は当時、君主を頂点とする階

「マーブレリト書簡」と一六世紀末イングランドの主教制度を巡る論争（山根）

- 層社会を前提としながらも、「共通の利益に関する事柄」あるいは「国民に利益をもたらすことを目的とする王国」の意味を含み、政治共同体の全構成員が共に利益を享受して繁栄するという、一つの理想的なヴィジョンを提示するものであった。このように、当時のイングランド人にとって、「レス・ブブリカ」と「コモンウェルス」はほぼ同義であり、「コモンウェルス」を問題とするほとんどの論者（とりわけ、古代ギリシア・ローマの著作を重視した、ルネサンス人文主義者）は、ただ公正な「コモンウェルス」を描くだけではなく、現実の社会が抱える様々な問題を指摘し、それらに取り組む、解決することではじめて真の「コモンウェルス」が実現することを強調した。一六世紀イングランドの「コモンウェルス」概念については山根明大『コモンウェルスの政治思想史：エリザベス一世期の政治的・イデオロギカル意識』、立教大学出版会、二〇一七年、第二章を参照された。
- (25) ただし、このパンフレットの著者は、自身のあからさまで戯けた物言いのため、「穏健派の」「ピューリタン（the puritans）」の反感を買っていることを打ち明けている。この点については Marprelate, pseud., *Oh Read ouer D. John Bridges*, sig.A2r を参照。
- (26) *Ibid.*, sig.C3r.
(27) *Ibid.*, sig.C3r.
(28) *Ibid.*, sig.C3r.
(29) *Ibid.*, sig.D4r.
(30) *Ibid.*, sig.D4r-D4v.
(31) *Ibid.*, sig.F1r.
(32) *Ibid.*, sig.F1r.

- (33) *Ibid.*, sig.F1r.
(34) *Ibid.*, sig.F1r.
(35) *Ibid.*, sig.F1r.
(36) *Ibid.*, sig.F1r-F1v.
(37) John Udall, *A Demonstration of the Trueth of that Discipline which Christe hath Prescribed in his Worde for the Gouvernement of his Church, in all Times and Places, until the Ende of the Worlde* (East Molesey, 1588; STC 24499), sig.N2r.
(38) *Ibid.*, sig.N2r.
(39) Marprelate, pseud., *Oh Read ouer D. John Bridges*, sigs.E1v-E2r.
(40) *Ibid.*, sigs.E1v-E2r.
(41) *Ibid.*, sig.E2r. このパンフレットでは「抵抗」の具体的な内容は示されておらず、ここではイングランド宗教改革が王権ではなく議会の主導で推し進められたこと、あるいは国王布告に対する議会制定法の優位について述べられているものと思われる。ただし、ヘンリ八世期の宗教改革議会におおして、王権と議会が概して協調的な関係にあったのも事実である。
- (42) *Ibid.*, sig.E2r.
(43) T. E. Hartley, ed., *Proceedings in the Parliaments of Elizabeth I*, 3 vols. (Leicester, 1981-95), vol. II, p.419.
(44) Hartley, *op.cit.*, pp.419-20.
(45) Richard Bancroft, *A Sermon Preached at Paulles Crosse the 9. of Februarie, being the First Sunday in the Parliament, anno. 1588* [1589]. (London, 1589; STC

1346), pp.24, 86-87.

(46) British Library, *Egerton Papers* 2598, f.242. 其の初段の
主教制度を以て議論を以て史料として BL, *Lansdowne MS*
61, ff.78-80, 151-52; idem, *Additional MS* 48064, ff.94-95,
226-38 を参考。

(47) Black, *op.cit.*, ch.3; P.Collinson, 'The Theatre
Constructs Puritanism', in D.L.Smith, R.Strier and
D.Berington, eds, *The Theatrical City: Culture, Theatre
and Politics in London* (Cambridge, 1993). また反ペー
ンハリト主義の代表作として、後述のトマス・クーパー
の『インベントム市民の説諭』その他 Richard Harvey,
Plaine Percevall the Peace-Maker of England (London,
1589; STC 12914); [Thomas Nash and John Lyly?], *Mar-
tine, I Know not why a Trueth in Rime Set out maie
not as uel Mar Martine and his Mates, as Shamelesse
Lies in Prose-Books Cast about Mappriests, & Prelates,
and Subvert Whole States* (London?, 1589; STC 17461);
Thomas Nash, *An Almond for a Parrat, or Cutbert
Curry-Kinnes Almes* (London?, 1590; STC 534); Gabriel
Harvey, *Pierces Supererogation or a New Prayse of the
Old Asse* (London, 1593; STC 12903) を参考。

(48) Raymond, *op.cit.*, pp.48-49.

(49) Thomas Cooper, *An Admonition to the People
of England: Wherein are Answered, not onely the
Slandorous Vintuethes, Reprochfully Vitered by Martin
the Libeller, but also many other Crimes by some of his
Broode, Obiected Generally against all Bishops, and the*

*Chief of the Cleargie, Purposely to Deface and Discreditte
the Present State of the Church* (London, 1589; STC
5682).

- (50) Cooper, *op.cit.*, sig.M3v.
- (51) *Ibid.*, sig.M3v.
- (52) *Ibid.*, sig.M3v.
- (53) *Ibid.*, sig.M3v.
- (54) *Ibid.*, sig.N1r.
- (55) *Ibid.*, sig.N1r.
- (56) *Ibid.*, sig.N1r.
- (57) *Ibid.*, sig.P3r-P3v.
- (58) *Ibid.*, sig.P4r.
- (59) *Ibid.*, sig.P4v.
- (60) *Ibid.*, sig.P4v.
- (61) *Ibid.*, sig.Q1r.
- (62) *Ibid.*, sigs.Q1v-Q2r.
- (63) *Ibid.*, sigs.Q2r, R1v.
- (64) *Ibid.*, sig.Q1v.

(フエリス女学院大学文学部非常勤講師)

The Marprelate Tracts and a Controversy over the Episcopacy in Late Sixteenth Century England

YAMANE, Akihiro

In his essay 'The Monarchical Republic of Queen Elizabeth I', Patrick Collinson argued that it makes sense to view Elizabethan England not as a pure monarchy but as a monarchy tempered with republican elements. On the other hand, Peter Lake emphasized limits on the 'monarchical republic' as a factor in the period and suggested that previous scholars have overestimated it. Whereas Lake shared a vision of the 'monarchical republic' earlier in the reign, he insisted that by the 1590s, anti-Puritanism (which emerged in reaction against Puritanism, or Presbyterianism) got a foothold in England and disrupted the smooth internal workings of the 'monarchical republic'. According to Lake, this establishment of the anti-Puritan ideology means 'a swing to the right' and authoritarian attitudes were shaping policy in both church and state in late Elizabethan England. In this way, Lake read the history of late sixteenth century England as a conflict between Puritanism and anti-Puritanism.

This article casts a spotlight on the 'Marprelate Controversy', especially about the episcopacy of Anglican Church. The 'Marprelate Controversy' was a war of pamphlets waged in England and Wales in 1588 and 1589, between a puritan writer who employed the pseudonym 'Martin Marprelate', and defenders of the Church of England which remained an established church. As this article shows, Puritan and anti-Puritan of the time had a concept of the separation of church and state in common. Thus Lake's binomial explanation is right in part, but not omnipotent.

「マープレリート書簡」と一六世紀末イングランドの主教制度を巡る論争（山根）